

様式第2 復興整備計画（本体）

陸前高田市 復興整備計画
（第9回変更）

陸前高田市・岩手県

平成25年10月28日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

陸前高田市の一部（別添復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 災害に強い安全なまち
防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災計画の再整備、救援・救護体制の整備など、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進める。
- ② 快適で魅力のあるまち
津波に強い防潮堤等の整備を前提に、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進める。
- ③ 市民の暮らしが安定したまち
公営住宅、学校、病院等の医療施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、医療、介護・福祉サービス、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興する。
- ④ 活力あふれるまち
農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業等の新規企業立地や集積を推進する。
- ⑤ 環境にやさしいまち
太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進しながら、環境未来都市の創造に取り組む。
- ⑥ 協働で築くまち
地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

「災害に強い地域づくり」の観点から、気仙川右岸の今泉地区においては西側丘陵地を、左岸の高田地区においては概ね一般県道陸前高田停車場線以北を市街地ゾーン、住宅等高台ゾーンとし、農地については農地として活用し、以南の浸水地区の低地部は、産業ゾーン、公園ゾーン、農地ゾーンとして土地利用の再編を図る。また、長部、米崎、小友、広田、下矢作、竹駒の浸水地区については、地域住民の意向を考慮し農業や水産業用地等として土地利用の再編を図る。地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 高田地区は、土地区画整理事業（(1)-B）、集団移転促進事業（(4)-E）及び津波復興拠点整備事業（(6)-A、(6)-B）により高台に住宅、公共施設用地などを確保するとともに、海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、旧市街地の中央部から北側丘陵部にかけて嵩上げを行い、コンパクトな新市街地を形成する。
- ② 高田地区の新市街地以南の低地部は、非居住系の産業ゾーン、公園ゾーン、農地ゾーンとして再整備を図る。
- ③ 気仙川右岸の今泉地区は、土地区画整理事業（(1)-A）及び集団移転促進事業（(4)-E）により高台に住宅地などの用地を確保するとともに、海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に西側丘陵地よりも嵩上げを行い、コンパクトな新市街地を形成する。
- ④ 今泉地区の新市街地東側の低地部は、住民意向に基づき非居住系の公園ゾーン、農地ゾーンとして再整備を図る。
- ⑤ 長部地区、米崎地区、小友地区、広田地区、下矢作、竹駒地区においては、海岸よりの低地部は農業や漁業関連施設、美しい集落景観形成等を図る土地利用を行い、高台部は集団移転促進事業（(4)-A、(4)-B、(4)-C、(4)-D、(4)-E）により安全な住宅地などの用地を確保する。

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	(1)－A	事業の名称：今泉地区土地区画整理事業 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
	(1)－B	事業の名称：高田地区土地区画整理事業 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	(4)－A	事業の名称：集団移転促進事業（長部地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－B	事業の名称：集団移転促進事業（米崎地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－C	事業の名称：集団移転促進事業（小友地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－D	事業の名称：集団移転促進事業（広田地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－E	事業の名称：集団移転促進事業（矢作・竹駒・高田・今泉地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度

(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	(6)－A	事業の名称：津波復興拠点整備事業（高田東地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	(6)－B	事業の名称：津波復興拠点整備事業（高田西地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業		

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成23年度～平成30年度

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	津波復興拠点整備事業 (高田西地区)	(6)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	9(8.58)	
			地域森林計画区域	変更	—	8.58	
2	今泉地区土地区画整理事業	(1)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	49(49.20)	
			地域森林計画区域	変更	—	49.20	
3	高田地区土地区画整理事業	(1)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	36(36.28)	
			地域森林計画区域	変更	—	36.28	
4	集団移転促進事業（長部地区）	(4)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4(4.02)	
			地域森林計画区域	変更	—	4.02	
5	津波復興拠点整備事業 (高田東地区)	(6)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4(3.93)	
			地域森林計画区域	変更	—	3.93	
6	集団移転促進事業（米崎地区）	(4)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5(4.97)	
			地域森林計画区域	変更	—	4.97	
7	集団移転促進事業（小友地区）	(4)-C	保安林	解除	—	0.1628	
8	集団移転促進事業（広田地区）	(4)-D	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	8(7.82)	
			地域森林計画区域	変更	—	7.82	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・ 第5条第1項の農地転用 許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1項 ・第5条第1項 の農地転用許 可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発事業 (今泉地区)	(1)-A	○ ○ ○ (今泉先行①地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	市街地開発事業 (高田地区)	(1)-B	○ ○ ○ (高田③地区) ○ (高田②地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	集団移転促進事 業(長部地区)	(4)-A	○ ○ ○ (月山地区) ○ (双六地区) ○ (要谷地区) ○ (双六第2地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	集団移転促進事 業(米崎地区)	(4)-B	○ ○ ○ (堂の前地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	集団移転促進事 業(小友地区)	(4)-C	○ ○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

			○ (茂里花地区) ○ (両替地区、 只出地区) ○ (新田地区) ○ (三日市地区)											
6	集団移転促進事業 (広田地区)	(4)-D	○ ○ ○ (広田大野地区) ○ (久保地区) ○ (六ヶ浦地区) ○ (中沢地区)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	集団移転促進事業 (矢作・竹駒・高田・今泉地区)	(4)-E	○ ○ (下矢作地区、館地区、下沢地区) ○ (下矢作地区、館地区)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法 (大臣許可)」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類 (様式第 9) を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。